

## 地域おこし協力隊（会計年度任用職員）募集要項

地域住民と企業で働く外国人材をつなぐ！「とやま多文化地域交流サポーター」を募集します！



地域住民と企業の外国人材をつなぎ、国籍や民族等にかかわらず、誰もが安心して暮らせるとやまをつくりませんか？

### とやま多文化地域交流サポーターとは？

今回募集するとやま多文化地域交流サポーターは、「地域住民と県内企業で働く外国人材とをつなぐ地域交流の取組みのサポート」をするお仕事です。

富山県の人口は減少傾向である一方、外国人住民は令和8年1月1日現在25,714人と過去最多を更新しており、国籍や在留資格も多様化しています。また、外国人労働者数は令和7年10月末現在で16,460人、外国人を雇用する事業所は2,651所とこちらも過去最多であり、今後も労働力不足等を背景に、外国人労働者の増加が見込まれます。さらに、これまでの「技能実習」から「育成就労」へと制度が変わることなどにより、日本・富山への定住も予想されます。

今後は、国籍や民族等にかかわらず、お互いの理解を深め、認め合い支え合うことが一層重要となっていますが、関係者からのヒアリング調査では、地域からは「外国人との関わりやコミュニケーションが少なく相互理解が進まない。言葉の壁などで交流をつくることは難しい。」、地域との付き合いがない外国人からは「地域の人に話しかけるきっかけがない」といった声が多くあり、相互理解やコミュニケーションには課題があります。

このような背景を踏まえ、このプロジェクトでは、地域・企業・外国人材をつなぐ交流の取組みのサポートなどを行っていただくことで、「国籍や民族等にかかわらず、お互いの文化を認め合い、誰もが安心して暮らし活躍できる多文化共生の地域づくり」を推進することを目的としています。

### とやまから多文化共生をはじめよう！

主な仕事は、県内企業で働く外国人材と地域をつなぐ交流イベントのサポートです。

令和8年4月からモデル企業が外国人材定着に向けて実施する「①日本語習得サポート②職場環境整備③地域交流」の一連の取組みを定着支援員（行政書士）が伴走支援し、好事例の創出・横展開を図る「外国人材定着モデル企業支援事業」事業がスタートしました。

この事業は4月からモデル企業を募集しスタートするため、1年目は伴走支援の途中からの着任となりますが、定着支援員と協力のうえ企業が地域と一緒に交流イベントの企画・運営のサポートに携わっていただきます。もちろん我々県職員もサポートします。

<こんな人におすすめ！>

★ **地域や企業で活躍する人と、国籍超えて繋がりたい**

地域と外国人材等をつなぐことを大きなテーマに活動するため、地域住民や企業の担当者、働く外国人材等、多くの方とのつながりが生まれます。

★ **富山県の魅力を学びたい**

様々な地域や企業を訪問し交流イベントの企画調整等を行う中で、富山県の風土や自然、地域の魅力を学ぶことができます。

★ **多文化共生の取組みで培ったスキルを仕事にして、キャリアアップを目指したい**

3年間、試行錯誤しながら多文化共生の取組みを実施していきます。多くの関係者と関わりながら多文化共生推進について取組む経験は、今後のキャリア形成にご活用していただけたと思います。

## 1. 活動内容

<p>(1)</p>	<p><u>多文化共生・外国人材制度のことを学ぶ</u>          企業の外国人材と地域とをつなぐサポートを実施するにあたり、まずは国・県・市町村などの多文化共生・外国人材活躍支援の取組みについて学び、現状や課題の認識を深めていきましょう。          &lt;具体的な業務内容&gt;          ・ 定着支援員や担当職員と一緒にモデル企業のサポートをしながら学ぶ          ・ 外国人共生社会推進課が開催する会議やセミナー等への参加          例) 市町村担当者会議（年2回程度）、多文化共生フォーラム（時期未定）、外国人材活用・定着セミナー（年5回程度）、外国人材活躍・多文化共生推進にかかる有識者（回数未定）等          ・ 先進自治体の視察や各種研修等への参加          ・ 「多文化共生にかかる県有識者検討会」の資料を読み、県の動き等を学ぶ          ・ 育成就労や特定技能等、外国人材制度の理解を深める  など</p>
<p>(2)</p>	<p><u>モデル企業の地域交流の取組みをサポート</u>          「外国人材定着モデル企業支援事業」は、外国人材定着のために企業が行う「①日本語教育②職場環境整備③地域交流」の一連の取組みを定着支援員（行政書士）が伴走支援する事業です。この一連の取組みのうち、③地域交流のサポートを担当していただきます。          &lt;具体的な業務内容&gt;          ・ 企業・定着支援員（行政書士）・自治体等との連絡調整          ・ 打ち合わせや行事への参加          ・ 関係者訪問（関係性を深める）          ⇒頻度：週1～2回程度（あくまでもイメージです。企業や関係者とも調整のうえ進めていきます。新たな取組みのため、相談しながら進めていきましょう）          ・ 地域交流事業の企画・サポート          例) 外国人材が自国の郷土料理を住民に振る舞うイベント、地域のゴミ拾いへの参加、スポーツを通じた交流イベント  など</p>
<p>(3)</p>	<p><u>モデル企業の好事例を広げる</u>          モデル企業が実施した地域交流などの好事例を、効果的な情報発信方法を試行錯誤しながら、多くの企業や地域に広げていきましょう。          &lt;具体的な業務内容&gt;          ・ モデル企業の好事例を伝えるための資料やチラシ作成          ・ 資料やチラシを用いた情報発信(効果的な情報発信方法は我々も一緒に検討します)          ・ モデル企業以外の企業が実施する地域交流の取組みのサポート  など</p>

(4)	その他の業務 ①日報、毎月の活動報告書の提出、年間計画及び報告書等の作成 ②県や総務省が主催する地域おこし協力隊を対象とした研修会や交流会への出席
-----	---

## 2. 活動イメージ

### (1) 3年間の活動

#### 【1年目】

まずは、多文化共生や外国人材制度のことを学んでいきましょう。地域交流の取組みのサポートをしていくうえでの土台となります。具体的には、定着支援員や担当職員と一緒にモデル企業をサポートしながら学ぶ、研修・会議への参加や先進自治体への視察、資料による自主学习等を想定しています。そのほか、定着支援員や県職員と企業や市町村等を訪問し、顔合わせや情報収集により課題等を把握していきます。

また、月に1回のペースで、他の県庁採用の地域おこし協力隊員たちと顔を合わせ、お互いの活動を共有する連絡会を設けます。

#### 【2～3年目】

R9.4月からはモデル企業の伴走支援にスタートから携わっていただき、地域と企業で働く外国人材をつなぐ交流の取組みの計画から実施までを一貫してサポートしていただきます。

また、1年目で築いた人脈を基に、モデル企業が実施した地域交流の好事例を、県内企業・市町村・地域等に横展開していきます。その中で「外国人材と地域との交流を実施したいがどうしたよいか」などの相談があれば、企画立案や調整等のサポートをしていただきます。

日本人・外国人双方への情報発信は課題であり、今後有識者の意見等も踏まえながら私たちも方向性や効果的な取組みを具体的に検討していきます。一緒に試行錯誤しながら多くの方に届く情報発信の仕方を考えていきましょう。

※3年目などある程度仕事に慣れてきて、より自由に県内を縦断した活動を深めたり、企業の準備なども視野に入れる場合には、任用形態を委託型に切り替えることも検討できます。

### (2) 外国人材定着モデル企業支援事業のスケジュール（イメージ）

○年間スケジュール（イメージ）



### (3) 1週間の働き方の例

※土曜に業務が入る場合は振替休日等で調整いただきます。								
	日	月	火	水	木	金	土	
9:00		打ち合わせ	市町村、地域、企業等訪問	制度等学習	制度等学習	市町村、地域、企業等訪問		
10:00		制度等学習		会議同席	オンライン打ち合わせ			
11:00					資料作成			
12:00		昼休憩	昼休憩	退庁	昼休憩	昼休憩		
13:00		移動	地域交流イベント検討	振替休日	地域交流イベント検討	制度等学習	地域イベント参加	
14:00		企業、地域との打ち合わせ	好事例まとめ(資料作成)			打ち合わせ		
15:00						セミナー参加		資料作成
16:00								

### (4) 任期終了後

任期後も富山県に定住していただける場合は、定住の準備について可能な限りサポートさせていただきます。

また、県内で定住される場合は以下のような活動が考えられます。

- ・ 3年間の知見を活かし、多文化共生に関連した非営利団体を起業
- ・ 関係性を深めた外国人材を受け入れている県内企業などに多文化共生の取組みで培ったスキルや経験を活かし就職

## 3. 担当者からのコメント

富山県は雄大な立山連峰をはじめとする事前の豊かさや心のゆとりを実感し、自分自身を大切にやりながら生活できる場所です。

ただ、外国人材にとっては言語も文化も異なる日本の富山県という地域で暮らすことはそう簡単なことではありません。

また、地域住民にとっては外国人を地域で見かけることはあっても交流の機会がなく、増える外国人に対して漠然とした不安を持っている人がいることも事実です。そこにはコミュニケーション、相互理解が必要であり、つなぐ人が必要です。

国籍や民族等にかかわらず、誰もが安心して暮らし活躍できるよう、多文化共生の地域づくりを進めて行きませんか。あなたも県外から富山県にきて不安なこともあるかと思いますが、私たちも全力でサポートさせていただきます！

## 4. 応募の条件

以下の(1)～(6)の全てを満たす方とします。

(1)	次の①、②のいずれかに該当する方 応募時点で 3 大都市圏（東京都，埼玉県，千葉県，神奈川県，愛知県，岐阜県，三重県，大阪府，京都府，奈良県及び兵庫県をいう）又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市に住所を有する方 「地域おこし協力隊」として活動していた方で、同一地域内における活動 2 年以上、かつ解職 1 年以内」の方
(2)	採用後、生活の拠点を富山県に移し、富山県に住民票を異動することができる方
(3)	地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格事由に該当しない方
(4)	普通自動車運転免許を有している方（AT 限定でも可）
(5)	・ PC操作（Word、Excel、PowerPoint等）を無理なく行うことができる方 ・ 企業や地域へのアポ取りや地域交流イベントのサポート・調整など一般的な調整業務をこなせる方
(6)	過去にインターネット等で社会通念上、不適切と捉えられる過激な行動・発言等をしていない方

## 5. 求める人物像

上記 4 を満たしたうえで、さらに以下の（1）～（7）に当てはまる方を大歓迎します。

- (1) 地方創生・地域住民による地域活性化などに関心がある方
- (2) 海外でご自身が外国人として暮らした経験があり、多文化共生に理解がある方
- (3) 多文化共生に係る活動経験のある方（JICA海外協力隊OB,OG等）
- (4) 大学や大学院で多文化共生について学んだ、学び直している方
- (5) 相手の意見を尊重でき明るく協調性があり、穏やかに関係を構築できる方
- (6) 効果的な情報発信ができるという観点でSNS等のトレンドに敏感な方
- (7) 行政職員や企業の人事系の仕事の経験者

## 6. 採用人数

1 名

## 7. 任用形態

とやま多文化地域交流サポーターは、富山県の会計年度任用職員として富山県知事が任用します。

任用期間は、令和 8 年度の任用日から令和 9 年 3 月 31 日までとし、年度ごとに再度任用の可否を判断し、最長 3 年間活動を延長することができます。ただし、協力隊員として相応しくないと判断した場合は、任期期間中であってもその職を解くことができるものとしま

す。

## 8. 任用時期

令和8年10月1日予定

※県と内定者との相談のうえ決定します。

## 9. 報酬

月 214,606円（年450万円程度）

※別途通勤手当、地域手当、住居手当の支給あり

※6月、12月（年2回）に期末・勤勉手当（ボーナス）の支給あり

※社会保険完備（詳細は10.勤務条件等をご覧ください）

## 10. 勤務条件等

勤務地	・デスクは富山県庁外国人共生社会推進課に設置予定です。 ・研修等のため富山県外で活動することもあります。	
勤務時間	9:00～17:00（うち休憩1時間）	
活動日数	原則、月曜日から金曜日の週5日（35時間／週）	
休日・休暇	土曜日、日曜日、祝日、年末年始 ・イベントや研修等で休日出勤が発生する場合は、別日に振替となります。 ・年次有給休暇を利用することができます。 ・夏季休暇など年次有給休暇以外の休暇を利用することができます。	
待遇・福利厚生	住居	・任用期間中の住居に係る家賃を県の規定に基づき支援します。 （上限：28,000円／月） ・住居に係る光熱水費等は自己負担とします。 ・転居に係る旅費や経費については自己負担とします。
	活動経費	・活動に使用するパソコンは県が貸与します。（庁外への持出不可） ・活動に必要な経費や研修費は予算の範囲内で支援します。 ・活動に使用する車両は県有車をご利用いただく、またはご自身でリース契約等していただき、活動

		<p>経費として支援します。通勤や日常生活には自家用車または公共機関をご利用ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯電話やネット環境等の通信費は自己負担とします。</li> </ul>
	社会保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険（共済保険）</li> <li>・厚生年金保険加入</li> <li>・雇用保険加入</li> <li>・非常勤職員等公務災害補償加入又は労災保険加入</li> </ul>
	副業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可（ただし県の承認が必要です。）</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な話し合い、情報交換の場を設けます。（隊員の活動の情報共有、交流の機会となります。）</li> <li>・地域おこし協力隊OBの紹介、幅広い人脈づくりをサポートします。</li> </ul>

## 11.待遇

### (1) 住居

委嘱期間中の住居に係る家賃を県の規定に基づき補助いたします。（上限 28,000 円/月）

居住する場所は、富山県内でかつ業務に支障のない範囲で自由にご選択いただけます。ただし、地域要件の都合上、ご自身の採用前の転出地により居住可能な地域が異なりますのでご注意ください。

### (2) 活動経費

活動に必要な経費等は予算の範囲内で富山県の規定により支給します。

活動経費として対象になるもの (例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱期間中の住居費に係る補助（上限あり）</li> <li>・業務に使用する自動車の燃料費、リース代（上限あり）</li> <li>・業務に使用する道具、書籍、消耗品等の購入に係る経費</li> <li>・業務に係る損害保険や賠償責任保険料、労災保険料 (ただし、国民健康保険料や国民年金保険料は自己負担です。)</li> <li>・研修等への参加に係る費用</li> </ul>
活動経費の対象にならないもの (例)	<p>&lt;活動経費の対象にならないもの&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業収入を伴う経費</li> <li>・土地、建物の購入費</li> <li>・高額な物品（備品）の購入費</li> <li>・その他個人の資産となる経費</li> </ul>

## 11. サポート等

### (1) 充実した研修会・活動報告会

富山県主催の研修会（年2回）や活動報告会（年1回）で、地域おこし協力隊としての活動や富山県での生活、今後のキャリア形成などを考える場を用意します。

そのほか、国や他団体主催の研修会にも参加いただけます。

### (2) 相談窓口

実際に富山県で地域おこし協力隊として活動したOB・OGに活動や生活などについて相談できる体制があります。

### (3) 頼れる先輩たち

R8.4時点で、富山県採用の地域おこし協力隊の先輩が4人活動中です。困っていることや一緒に取り組みたいことなどを相談して、切磋琢磨できる環境です。（[HP](#)）

### (4) 起業・事業承継支援

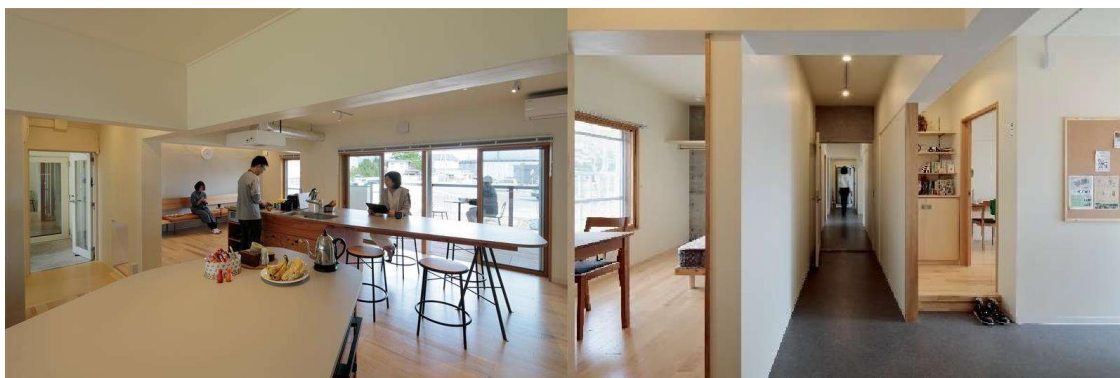
任期2年目から任期終了後3年以内に起業や事業承継を行う場合は、必要な経費を補助させていただきます。（ただし、富山県において予算化が必要です。）

また、県の起業・事業承継支援機関とも連携し、起業や事業承継のサポートをします。

## 12. おすすめ住居のご紹介

### ○ SCOP TOYAMA

富山県の創業・移住促進住宅で、移住者や富山で起業したい人が集うシェアハウス&アパートメントです。入居希望時に空きがある場合にご入居いただけます。



入居をご希望の方は、応募の際にご相談ください。

撮影：鳥村鋼一

詳細・空室状況は [HP](#) をご覧ください。（[SCOP TOYAMA](#)）

## 13. 移住の際に使える支援

### ○ TSUKAENcha (つかえんちゃ) カード

富山くらし・しごと支援センター（有楽町・大阪・富山）で移住の相談をされている方（電話・メールを含む）を対象に発行している優待カードです。宿泊施設の割引、レンタカー利用料の割引、引っ越し料金の割引、不動産関連の割引 などを受けられます。詳細はHPをご覧ください。（とやま移住応援団 | くらしたい国、富山）

## 14. 応募方法

### (1) 受付期間

令和8年5月1日～令和8年6月30日（火）必着

### (2) 提出書類

- ・「富山県地域おこし協力隊応募用紙」
- ・履歴書（任意様式）
- ・職務経歴書（任意様式）
- ・住民票の写し（直近3か月以内のもの）※地域要件確認のため
- ・普通自動車運転免許証の写し（表面・裏面）

### (3) 提出先

富山県地方創生局多文化共生推進室外国人共生社会推進課外国人共生社会推進担当

E-mail : [atabunkakyosei@pref.toyama.lg.jp](mailto:atabunkakyosei@pref.toyama.lg.jp)

## 15. 選考方法

### (1) 第1次選考（書類審査及びカジュアル面談）

提出書類と担当職員によるカジュアル面談を基に随時審査を行い、令和8年7月17日（金）までに応募者全員に結果をメールまたは文書で通知します。

なお、カジュアル面談はオンラインで実施します。

### (2) 第2次選考（面接審査）

1次選考を通過した方を対象に、令和8年7月27日（月）～31（金）に富山県庁で面接を行います。

※会場等の詳細については別途お知らせします。

※現地までの交通費等は応募者の自己負担となります。

(4) 最終結果の通知

選考終了後に結果を文書で通知します。(8月上旬予定)

**16. お問い合わせ先**

富山県地方創生局多文化共生推進室外国人共生社会推進課外国人共生社会推進担当  
〒930-8501 富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号

TEL : 076-444-8873 E-mail : atabunkakyosei@pref.toyama.lg.jp